

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

【介護職員処遇改善加算とは】

介護職員の処遇改善につきましては、介護職員の賃金向上を目的に介護報酬を加算して支給する制度です。

令和元（2019）年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が、また新たに令和4年10月よりコロナ克服・新時代開拓のための経済対策の取り組みにおいて「介護職員等ベースアップ支援加算」が創設され、当施設におきましても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、

- A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

という3つの要件を満たしている必要があります。

Cの「見える化」要件とは、① 2020年度からの算定要件で、② 介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当社における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

	職場環境要件項目	当法人としての取組み
入職促進	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築	ボランティア体験（職場体験）養成校からの職場実習の受入れを行い、年中行事開催時のボランティア参加や地域の老人会への職員派遣等を通じ地域に開かれた施設運営を行います。
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	無資格で入職された職員に向けて実務者研修や介護福祉士取得への支援（費用補助等）を行います。 年に2名の職員を喀痰吸引研修の受講をさせます（全額補助） 現取得職員17名 その他、職員の受講希望のある研修や講習に積極的に受講を勧めています。

<p>両立支援・働き方</p>	<p>職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 有給休暇が取得しやすい環境の整備</p>	<p>正規職員への転換を希望するパートタイム労働者について、要件を満たす場合は正職員として採用します。利用者状況により、業務に少しでも余裕がある場合等、有給取得の推奨を積極的に行っています。</p>
<p>健康管理</p>	<p>介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備</p>	<p>年2回の健康診断、1回のストレスチェックの実施、腰痛予防や介護技術向上のための講習を行っています。 介護リフトの積極的利用を推奨しています。</p>
<p>業務改善</p>	<p>業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減</p>	<p>業務様式を極力統一書式として作成し、各部門で作成した記録、報告書等をPCで他部門からも閲覧、情報共有できるようにしています。</p>
<p>やりがい</p>	<p>ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施</p>	<p>毎日の朝礼や週1回の部門会議、月1回の職員会議等を通じ、利用者の情報共有や職員同士のコミュニケーションの円滑化を図っています。 年に数回、計画的に地域の保育園児や小学校児童との交流の場を設けています。</p>